

## 青森県電子自治体推進協議会会則

### (名称)

第1条 本会は、青森県電子自治体推進協議会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、県と市町村が相互に協力して、青森県内における行政事務の電子化を推進し、もって県民の利便性の向上を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 電子自治体推進に関する県内市町村の連絡調整
- (2) 電子自治体に関する情報提供
- (3) 電子自治体担当職員の研修
- (4) その他電子自治体推進に関する事業

### (協議会の構成)

第4条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 県及び市町村の電子自治体担当課長
- (2) その他会長が必要と認めた者

### (支部)

第5条 本会に、次の支部を置く。

- (1) 東青支部 青森市及び東津軽郡の町村
- (2) 中弘南黒支部 弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡及び南津軽郡の町村
- (3) 西北五支部 五所川原市、つがる市、西津軽郡及び北津軽郡の町村
- (4) 上十三支部 十和田市、三沢市及び上北郡の町村
- (5) 下北むつ支部 むつ市及び下北郡の町村
- (6) 三八支部 八戸市及び三戸郡の町村

### (役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹事 6人
- (4) 監事 2人

2 支部に、支部長を置く。支部長は、幹事を兼ねるものとする。

3 役員は、総会において選任する。

### (役員職務)

第7条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 幹事は、会の目的を円滑に進めるため、必要な業務を執行する。

4 監事は、経費等について監査する。

5 支部長は、支部内の連絡調整を行う。

### (役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第10条 総会は、定期的に会長が招集する。

2 会長は、必要がある場合には、総会を随時招集することができる。

3 会長は、前項に定める他、会員から要請があり、必要と認めたときは、総会を招集しなければならない。

4 総会の議長は、会長とする。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。

5 総会は、会員3分の2以上の出席により成立する。

6 総会に出席できない会員は、各号に掲げる方法のいずれかにより、出席とみなす。

(1) 議長に議決を委任した委任状の提出

(2) 会員の委任を受けた代理者の出席

7 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(オブザーバ)

第11条 会長は、必要と認めた者を、オブザーバとして総会に出席させることができる。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、各号に掲げる事項について議決する。

(1) 事業計画

(2) 事業実施報告

(3) 経費等

(4) この会則の改正

(5) その他重要な事項

2 会長が認める軽易な事項の議決は、幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第13条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。

2 幹事会は、前条第2項に掲げる事項の議決を行うほか、次の事項について協議する。

(1) 本会の運営に関する事項の企画・立案

(2) 部会の設置に関する事項

(3) その他本会の運営に関し、必要と認める事項。

3 幹事会は、必要に応じ会長が招集する。

4 第10条第4項から第7項までの規定は、幹事会に準用する。

(部会)

第14条 会長は、必要に応じて、幹事会の下に部会を置くことができる。

2 部会は、専門的な事項について検討を行い、幹事会に報告する。

(経費等)

第15条 本会の事業を遂行するために必要な経費等が発生した場合は、助成金、その他の収入等をもって充てる。

2 本会の経費等については、別に定める。

3 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第16条 本会の庶務を処理するため、青森県企画政策部情報システム課に事務局を置く。

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は平成15年4月25日から施行する。

附 則

この会則は平成15年7月4日から施行する。

附 則

この会則は平成16年5月27日から施行する。

附 則

この会則は平成17年5月31日から施行する。

附 則

この会則は平成18年6月6日から施行する。

附 則

この会則は平成22年10月28日から施行する。